

入札に参加される方は、この募集要領をよく御覧ください。

市有地
一般競争入札売渡募集要領



令和 7 年 3 月実施

秦野市総務部財産管理課

目 次

	ページ
【入札関係】	
1 入札物件	1
2 入札参加者の資格	1
3 入札参加申込み	1
4 入札物件の現地説明	2
5 入札・開札の日時及び場所	2
6 入札日の持参品等	3
7 入札保証金	3
8 入札書の注意事項	4
9 開札	5
10 入札の無効	5
11 落札者の決定	5
【契約関係】	
12 契約締結手続の説明	6
13 契約の締結	6
14 売買代金の支払方法	6
15 所有権移転時期、費用負担等	6
16 その他注意事項	7
17 入札結果の公表	7
18 入札スケジュール	7
19 お問合せ先	8
20 土地売買契約書	9
【様式】	
1 市有地一般競争入札売渡参加申込書	12
2 入札保証金返戻請求書	13
3 入札書	14
4 委任状	15
【物件関係】	
1 物件調書	16
2 位置図	17

1 入札物件

所在地 (用途地域)	地目	面積 (㎡)	最低売渡価格 (円)
曽屋 7 1 2 番 1 (第一種住居地域)	宅地	6 4 6 . 9 6	37,210,000

- (1) 本件土地の詳細については、16 ページ以降の物件調書等を御覧ください。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。事前に必ず入札参加者御自身で、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (2) 予告なく内容変更、入札中止等を行うことがあります。

2 入札参加者の資格

個人、法人、現在の住所地等を問わず、どなたでも申し込むことができます。また、共有名義（連名）での申込み、複数物件への申込みも可能です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加できません。

- (1) 市県民税及び法人市民税並びに固定資産税（本市以外の市区町村に納めるものも含みます。）を滞納している場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合（契約締結する能力を有しない場合）
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第2号から第5号までに該当する者を役員又は構成員とする場合

3 入札参加申込み

入札参加を希望する場合は、事前に参加申込みをする必要があります。

- (1) 申込期間
令和7年2月17日（月）から同年3月14日（金）まで（土日祝日を除く。）の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間
- (2) 提出書類
 - ① 市有地一般競争入札売渡参加申込書 （本募集要領12ページをコピーして使用してください。）
 - ② 印鑑登録証明書 （発行後3か月以内の原本とします。）

③ 入札保証金返戻請求書 (本募集要領の 13 ページをコピーして使用してください。)

※ 受付後、入札保証金返戻請求書に記載のある金額の入札保証金納付書を郵送しますので、令和 7 年 3 月 21 日（金）までに指定金融機関でお支払いください。入札日には、その領収書の写しを持参してください。

④ 納税証明書

ア 個人 市県民税及び固定資産税の納入を証明する書類
(令和 6 年度分)

イ 法人 法人市民税及び固定資産税の納入を証明する書類
(令和 6 年度分)

(3) 提出方法

上記提出書類を(4)の場所に直接持参により提出してください。

※ 郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

※ 参加申込みは、代理人の場合であっても委任状は必要ありません。

(4) 提出場所

秦野市役所本庁舎 5 階 財産管理課

住所：秦野市桜町一丁目 3 番 2 号 電話：0463-82-5124（直通）

(5) 申込書の受付

提出書類の確認後、申込書に受付印を押してその写しを渡しますので、入札当日に持参してください。なお、申込書受付後であっても、不正その他不備が判明した場合は、入札に参加することができません。

4 入札物件の現地説明

入札物件の現地説明は行いません。事前に現地及び開発行為等の許可条件を十分に調査し、入札に参加してください。

5 入札・開札の日時及び場所

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 入札及び開札日 | <u>令和 7 年 3 月 24 日（月）</u> |
| (2) 場 所 | 秦野市役所本庁舎地下 1 階食堂 |
| (3) 受付開始時刻 | 午後 3 時から |
| (4) 入札開始時刻 | 午後 3 時 30 分から |

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

(5) 開札開始時刻 入札終了後、直ちに開始

※ 入札会場への入室は、申込者又はその代理人のみとします。

6 入札日の持参品等

(1) 提示するもの

① 市有地一般競争入札売渡参加申込書の写し（参加申込み時に提出した、市の受付印が押印されたもの）

② 入札当日に出席する申込者又はその代理人の本人確認ができるもの（運転免許証等）

(2) 提出するもの

① 入札書（本募集要領の 14 ページをコピーして使用してください。）

※ 入札書の提出については、入札会場に入る前に受付を設け、本人確認及び委任状の確認等を行いますので、その際に入札書を提出してください。その後、入札会場に御案内します。

② 委任状

法人の代表権のない方や代理人が入札する場合は、委任状を提出してください（本募集要領の 15 ページをコピーして使用してください。）。

※ 委任状の代理人の印は、印鑑登録済みの印鑑を使用してください。

また、委任状に押印した代理人の印鑑の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内の原本とします。）を入札当日の受付時に委任状に添付して提出してください。

③ 入札保証金納付書の領収書の写し

7 入札保証金

入札保証金の納付方法及び返戻方法は、次のとおりです。

(1) 入札保証金の納付方法

市から郵送された所定の「入札保証金納付書」で、指定金融機関にて納付してください。入札保証金の納付については、領収書にある領収印をもって確認しますので、入札当日の受付の際、その写しを提出していただきます。入札の参加に当たっては、入札金額の 3 パーセント以上の入札保証金の納付が必要となります。

《入札保証金の計算例》

入札金額		入札保証金
37,210,000 円	× 3% (0.03) =	1,116,300 円

(2) 入札保証金と入札金額

入札保証金に100/3を乗じて得た額（1円未満切上げ）が、入札金額の上限となりますので御注意ください。

一度、納付いただいた入札保証金額の変更はできません。上記のとおり、入札保証金により入札金額の上限が決まりますので、十分に注意して納付してください。

(3) 入札保証金の返戻方法

① 納付された入札保証金は、市が所定の手続を行った後に指定された口座へ全額振り込みます（落札決定から3週間程度を要します。）。

※ 入札保証金には、その受入期間について利子を付けません。

② 落札者が納付した入札保証金は、その申出により売買代金に充当することができます。

(4) 入札保証金の市への帰属

落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定により本市に帰属します。

8 入札書の注意事項

- (1) 入札書（本募集要領の14ページをコピーして使用してください。）に必要事項を万年筆又はボールペンで記入し、記名押印のうえ、封書にしてお持ちください（封筒は任意のもので構いません。申込者名を記入し、糊付けで封印を押印してください。）。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで価格を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の差替え、変更又は取消しをすることはできません。

9 開 札

- (1) 開札は、入札後直ちに申込者又はその代理人の面前で行います。ただし、申込者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、本市が指定した

職員を立ち会わせて開札します。この場合に、異議申立てはできません。

- (2) 開札後、有効な入札書について、申込書の受付順に、申込者名及び金額を読み上げます。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申込者名のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することのできない者がした入札
- (2) 最低売渡価格に達しない価格の入札
- (3) 入札保証金に100/3を乗じて得た額（1円未満切上げ）を超えた額で入札した者の入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申込者又はその代理人の記名、押印のない入札
- (5) 金額欄に金額記載のないもの、金額が読み取れないもの、金額が訂正してあるもの等入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理を兼ねて参加した者又は1人で2人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、本募集要領に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 最低売渡価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申込者を落札者（買受予定者）とします。ただし、同価の申込者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって決定します。同価入札した者は、全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。
- (2) 落札者（買受予定者）が入札無効となった場合は、最低売渡価格以上の価格で有効な入札をした申込者のうち、次に価格の高い者から順次、同

様の落札者決定の手續を行います。

1 2 契約締結手續の説明

開札終了後、買受予定者には、次のとおり契約手續の説明会を実施します。

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午後 4 時から
- (2) 場所 入札及び開札と同じ場所

※ 都合により御出席できない場合は、日程を調整のうえ、後日実施します。

1 3 契約の締結

買受予定者は、令和 7 年 3 月 3 1 日（月）までに別紙様式の売買契約書（本募集要領 9 ページから 1 1 ページまで）により、契約を締結していただきます。

※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属します。

1 4 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、契約締結の日から令和 7 年 4 月 1 1 日（金）までに、本市が発行する納付書により、指定金融機関（郵便局を除く。）で全額一括して支払ってください。

※ 入札前に納付した入札保証金を売買代金に充当できますので、その場合は、売買代金との差額を用意してください。

- (2) 正当な理由なく、期限までに契約締結を行わない場合及び売買代金を支払わない場合は、買受予定者としての資格を失います。この場合は、地方自治法第 2 3 4 条第 4 項の規定により入札保証金は返戻しません。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。

1 5 所有権移転時期、費用負担等

- (1) 本件土地は、買受者から売買代金全額の支払があったときに、現状のまま引渡し、所有権が移転するものとします。
- (2) 所有権の移転登記手續は、本件土地の引渡し後、本市が行います（所有権移転登記に関する司法書士手数料は不要ですが、抵当権等を設定する場

- 合の登記に関する司法書士手数料は、買受者が別に負担してください。)
- (3) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担です。

16 その他注意事項

- (1) 入札の参加者数等、公正な競争を害するおそれのある、事前のお問合せにはお答えできません。
- (2) 本件土地の売渡しは、買受者による土地利用に対する許可等を保証するものではありません。事前に現地及び開発行為等の許可条件を十分に調査し、入札に参加してください。
- (3) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、都市計画法及び秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）等により、規制や指導がなされる場合がありますので、事前に確認してください。
- (4) 本件土地は、現状のまま引渡しをします。必ず事前に現地を確認してください。
- ※ 物件調書と現状が異なる場合には、現状を優先します。
- (5) 本件土地敷地内（地中を含む。）にゴミ、ガラ及び碎石等が存在する場合であっても、撤去及びその他費用負担について本市は対応しません。
- (6) 本件土地敷地内の除草、伐採及びその費用負担については、本市は負担しません。
- (7) 本件土地の土地利用に関し、近隣住民等との調整をする必要が生じた場合は、全て落札者の責任において行ってください。

17 入札結果の公表

入札結果の確定後、法人の場合は落札者名、落札金額を市ホームページで公表しますので、あらかじめ御承知おきください。

18 入札スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 入札公告 | 令和7年2月17日（月） |
| (2) 入札参加申込 | 〃 2月17日（月）から
3月14日（金）まで |
| (3) 入札保証金の納付 | 〃 3月21日（金）まで |
| (4) 入札及び開札 | 〃 3月24日（月） |

- (5) 契約締結 〃 3月31日（月）まで
- (6) 売買代金の納付 〃 4月11日（金）まで

19 お問い合わせ先

秦野市総務部財産管理課 財産管理担当 担当：野々井、井上

電話 0463-82-5124 (直通)

F A X 0463-84-5235

Eメール zaisan@city.hadano.kanagawa.jp

収入

印紙

土 地 売 買 契 約 書

秦野市（以下「甲」という。）と【買受者】（以下「乙」という。）は、土地の売買について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地 目	面積（㎡）
秦野市曾屋7 1 2 番 1	宅 地	6 4 6 . 9 6

（売買代金）

第2条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

2 乙は、前項の売買代金から入札保証金として納入済の金【入札保証金額】円を控除した金【落札金額－入札保証金額】円を甲の発行する納入通知書によりこの契約締結の日から14日以内に秦野市指定金融機関に納入するものとする。

3 前項に定める金額を完納したときに、入札保証金を甲において売買代金の一部に充当できるものとする。

（所有権の移転時期）

第3条 売買物件の所有権移転時期は、乙が売買代金を完納したときとする。

（所有権の移転登記）

第4条 甲は、前条の規定により売買代金を収納した後に、乙の請求により、所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 所有権の移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、第3条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、売買物件を乙に現況のまま引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、売買物件が契約の内容に適合しないものであっても、その責めを負わないものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が第2条に定める期限までに売買代金の支払を履行しないときは、何の催告を要せず、この契約を解除することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第8条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅延なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第10条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第11条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(印紙税の負担)

第12条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関し、甲と乙との間に裁判上の紛争が生じたときは、横浜地方裁判所小田原支部をもって第一審の専属的合意所轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、そ

れぞれ各 1 通を保有する。

令和7年 月 日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高 橋 昌 和

乙 住 所

氏 名 (印)

市有地一般競争入札売渡参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

秦野市副市長

令和7年3月24日開札の市有地一般競争入札に参加したく、市有地一般競争入札売渡募集要領の内容を了承のうえ、申し込みます。

また、入札参加資格を充足していることについて以下のとおり誓約いたします。この資格を満たしていないことが判明した場合には、当該事実に関して秦野市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

誓 約 書

私は、地方自治法施行令第167条の4に該当する成年後見人、被補佐人、又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていない者、破産者で復権を得ていない者、秦野市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当する者ではありません。

1 申込者

申 込 者	住 所	〒		
	(ふりがな) 氏 名 〔法人名〕 代表者名	印 (登録印鑑)		
	担当者			
	電 話		F A X	

2 入札物件

所在地	地目	面積 (㎡)
曾屋712番1	宅地	646.96

3 添付書類

- 印鑑登録証明書 (発行後3か月以内の原本とします。)
 - 入札保証金返戻請求書 (本募集要領の13ページをコピーして使用してください。)
- ※ 入札申込者の印は、印鑑登録された印を使用してください。
- ※ 代理人が入札する場合は、委任状を添付してください。

入札保証金返戻請求書

令和 年 月 日

(宛先)

秦野市副市長

入札者

住 所	
(ふりがな) 氏 名 (法人名)	印

令和7年3月24日執行の市有地一般競争入札売渡しの係る入札保証金について、次のとおり返戻するよう請求します。

請 求 金 額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円

振込先

金融機関名 及び支店名 (郵便局不可)								フリガナ	
								口座名義人	
口 座 番 号								預金種別	普通 ・ 当座

【注意事項】

- (1) この請求書に記入した金額に100/3を乗じて得た額以内(1円未満切上げ)の金額が入札上限額となりますので、御注意ください。
- (2) 参加申込書に使用した印鑑と同じ印鑑を使用してください。
- (3) 金額は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)

秦野市副市長

入札者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

売渡募集要領の内容を承知したうえで次のとおり入札いたします。

請 求 金 額								
億	千	百	十	万	千	百	十	円

【注意事項】

- (1) 入札保証金の額に100/3を乗じて得た額以内（1円未満切上げ）の金額が入札上限額となりますので、御注意ください。
- (2) 参加申込書に使用した印鑑と同じ印鑑を使用してください。
- (3) 代理人が入札する場合には、委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。
- (4) 金額は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に¥を記入してください。

委 任 状

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、上記の者をもって代理人と定め、令和7年3月24日執行の市有地一般競争入札売渡しに関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

秦野市副市長

委 任 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【注意事項】

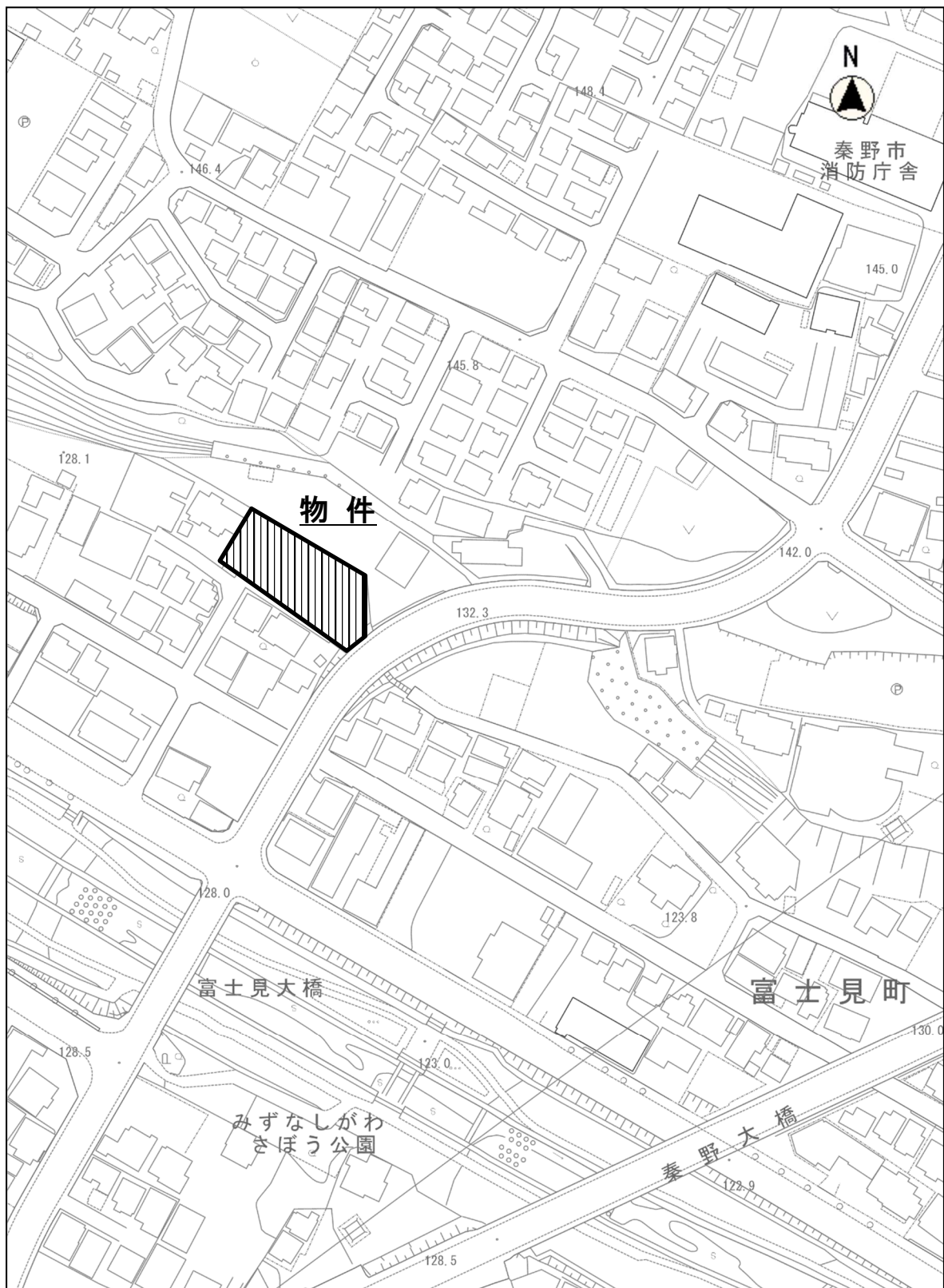
- (1) 委任者の印は、参加申込書に使用した印鑑と同じ印鑑を使用してください。
- (2) 代理人の印は、印鑑登録済の印鑑を使用してください。また、押印した代理人の印鑑の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本とします。）を入札当日の受付時に提出してください。

物 件 調 書

所在地	曾屋 712 番 1		最低売渡価格		37,210,000 円	
面積	646.96 m ²	地目	宅地	形状	不整形	
接面道路	南西側：位置指定道路（幅員 4.0m～4.2m）					
都市計画等	区域区分	市街化区域				
	用途地域	第一種住居地域				
	建ぺい率	60%		容積率	200%	
私道等の負担	なし					
供給処理施設	電気	利用可：電力供給事業者				
	上水道	利用可：上下水道局				
	下水道	利用可：上下水道局				
	都市ガス	利用不可				
交通機関	電車：小田急小田原線「秦野駅」（約 2.1km） バス：神奈川中央交通 「富士見橋・警察署入口」（約 220m）					
付近の公共施設	・ 秦野市役所（約 1.2km） ・ 秦野市立本町中学校（約 0.7km） ・ 秦野市立南中学校（約 0.9km）					
留意事項	・ 本物件は現況での引渡しとなります。入札前に必ず現地を確認してください。 ・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っておりません。 ・ 工作物等を解体処分する場合、これらの費用負担等について市は対応いたしません。 ・ 建築及び開発行為を行う際には、都市部開発指導課及び建築指導課へ事前相談のうえ、関係法令等に基づき、買受人の負担と責任において所定の手続を行ってください。 ・ 本物件は市営住宅（浄屋第 1）跡地です。 ・ 敷地内には、利用可能な下水道の最終枿等が設置されています。撤去等をする場合は、自費工事となりますので御注意ください。また、取扱いについては、上下水道局へお問い合わせください。					

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者御自身で、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

位置図 (1/1,500)



秦野市役所までのアクセス



※小田急小田原線「秦野駅」から徒歩約15分

市有地一般競争入札売渡募集要領

令和7年2月実施

秦野市総務部財産管理課

【お問合せ】

電話 0463-82-5124 (直通)

FAX 0463-84-5235

Eメール zaisan@city.hadano.kanagawa.jp